

令和7年度

消費者行政の概要

成田市経済部商工振興企業立地課

目 次

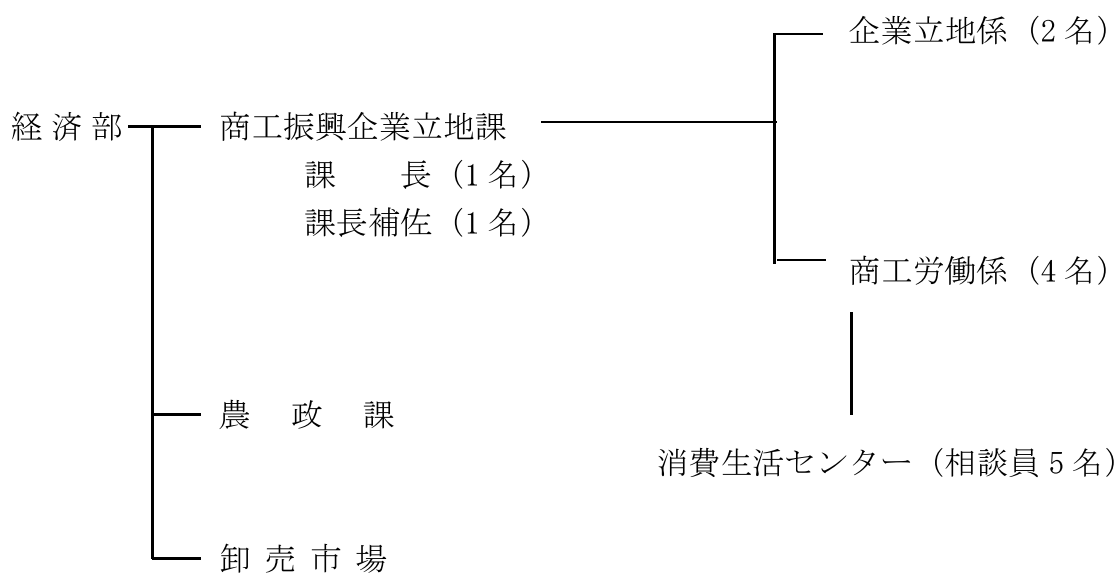
1. 組織及び事務分掌	1
1) 機構図	1
2) 事務分掌	1
2. 決算	2
3. 消費生活センター	3～10
1) 概要	3
2) 消費生活相談事業	3～8
3) 啓発事業	9～10
4. 消費生活啓発事業	11～18
1) 出前講座	11
2) 親子で学ぶ消費者講座	12～13
3) 消費者講座(一般向け)	12～17
4) 消費者講演会(千葉県金融広報委員会、J-FLEC共催)	12・18
5. 計量適正化推進事業	19～20
特定計量器定期検査(令和8年度実績)	19～20
6. 製品安全4法等による立入検査	21

参考資料

- ・情報紙「消費生活」No.153～No.155
- ・広報なりた「消費生活センターからお知らせします」
令和7年4月1日号～令和8年3月1日号
- ・広報なりた特集記事「気を付けて インターネット通販の落とし穴」
令和7年10月1日号
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

1. 組織及び事務分掌

1) 機構図



(令和 8 年 3 月 31 日現在)

2) 事務分掌 (消費生活関係)

- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ 消費者教育及び啓発に関すること
- ・ 計量器検査に関すること
- ・ 製品安全 4 法等に基づく立ち入り検査に関すること
- ・ その他消費生活に関すること

2. 決算

消費生活

歳出

(単位：千円)

節	消費者行政推進費	説 明
報 酬	9,562	消費生活相談員
職員手当等	3,625	消費生活相談員
共 済 費	1,469	消費生活相談員
報 償 費	177	講師謝礼
旅 費	736	消費生活相談員 一般旅費、特別旅費
需 用 費	621	消耗品費 印刷製本費
役 務 費	39	インターネット接続料
備品購入費	195	事務用備品
負担金補助 及び交付金	19	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金
計	16,443	

3. 消費生活センター

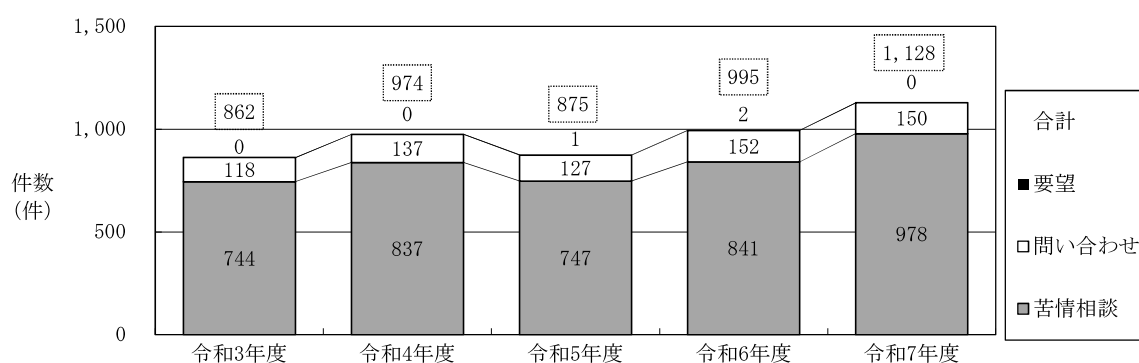
消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供や斡旋等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

1) 概要

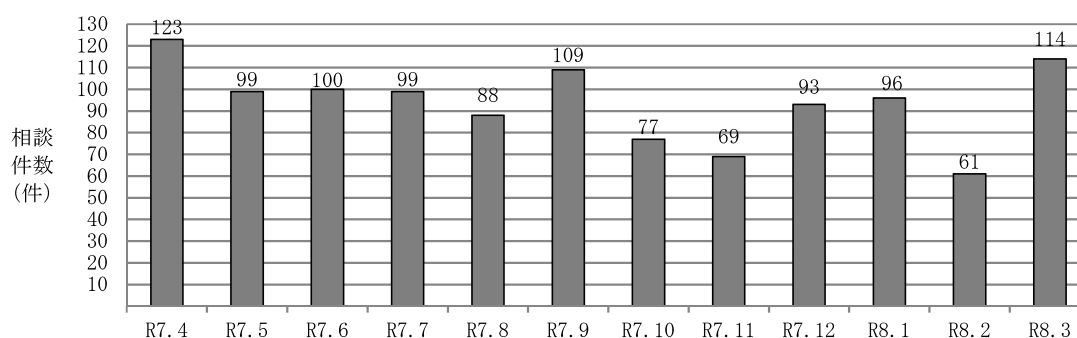
ア. 名 称	成田市消費生活センター
イ. 所 在	成田市花崎町 760 番地 成田市役所 3 階
ウ. 設 置 年 月 日	昭和 61 年 7 月 1 日
エ. 相 談 受 付 時 間	月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分 (ただし、祝日・年末年始を除く)
オ. 配 置 人 数	5 名
カ. 相 談 体 制	原則毎日 3 名体制
キ. 相 談 員 の 資 格	消費生活相談員
ク. 電 話 番 号 等	TEL 0476 (23) 1161 FAX 0476 (22) 4404

2) 消費生活相談事業

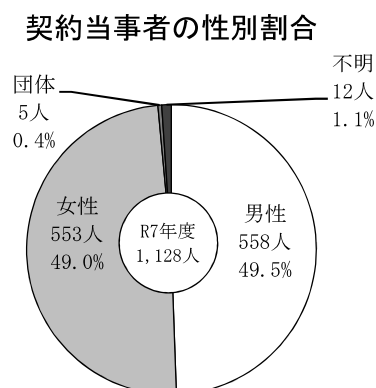
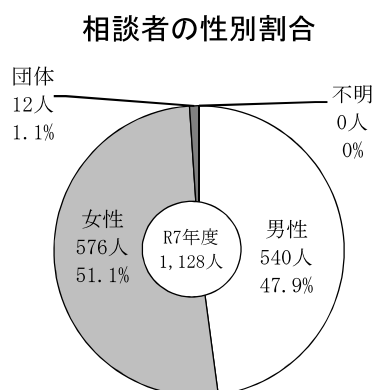
ア. 年度別相談受付件数推移



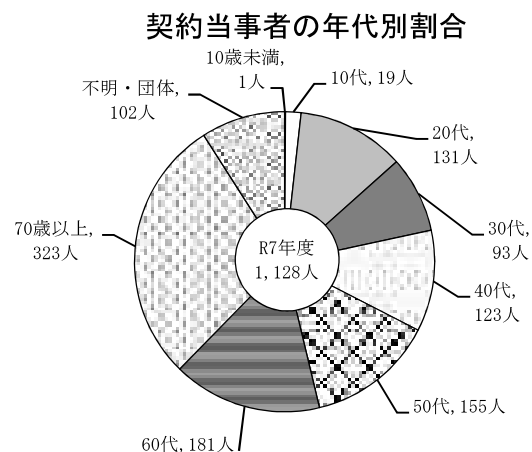
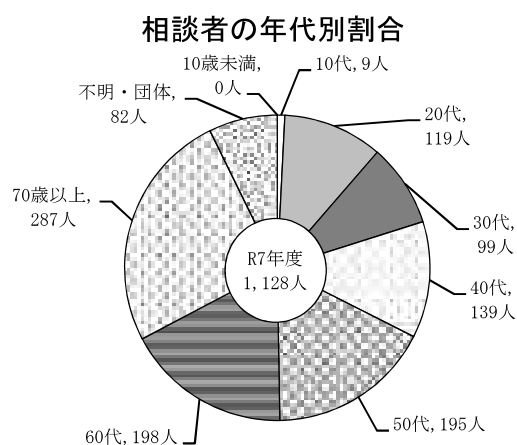
イ. 令和7年度月別相談件数



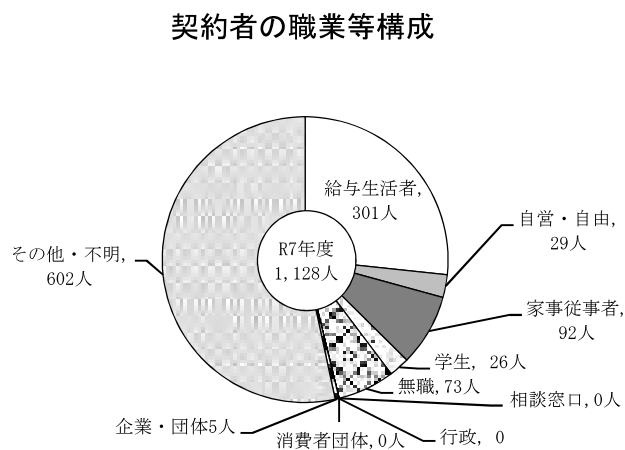
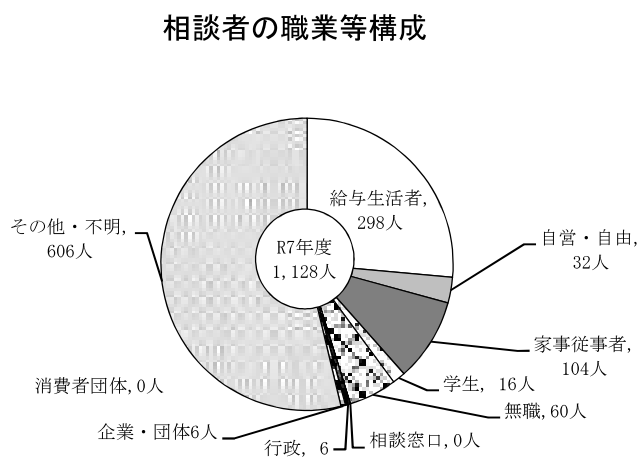
ウ．令和 7 年度相談者・契約者の属性
【性別割合】



【年代別割合】



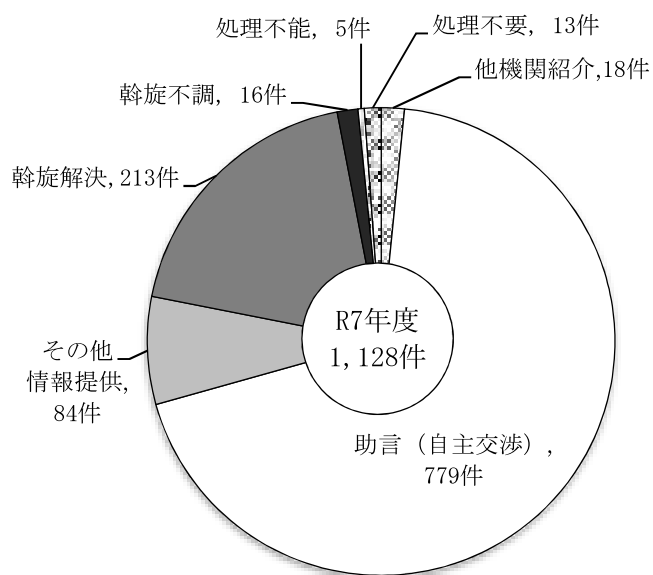
【職業等構成】



エ. 令和7年度年代別・性別・相談区分別相談人数（人）

年代	性別	苦 情		問 合		要 望		計	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10 歳未満	男	0	1	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
10 代	男	3	5	0	1	0	0	3	6
	女	6	13	0	0	0	0	6	13
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
20 代	男	51	57	1	3	0	0	52	60
	女	62	64	5	6	0	0	67	70
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
30 代	男	55	49	2	2	0	0	57	51
	女	39	40	3	2	0	0	42	42
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
40 代	男	55	50	7	5	0	0	62	55
	女	68	61	9	7	0	0	77	68
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
50 代	男	66	61	9	7	0	0	75	68
	女	106	77	14	10	0	0	120	87
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
60 代	男	94	85	13	13	0	0	107	98
	女	77	71	14	12	0	0	91	83
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
70 歳以上	男	127	146	20	28	0	0	147	174
	女	121	130	19	17	0	0	140	147
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
無回答	男	16	25	21	20	0	0	37	45
	女	26	34	7	9	0	0	33	43
	不明	0	2	0	7	0	0	0	9
団 体		6	4	6	1	0	0	12	5
合 計		978	978	150	150	0	0	1128	1128

オ. 処理結果別相談件数



※他機関紹介：消費生活センターでは一切の処理をせず、他機関を紹介したもの。

助言（自主交渉）：自主解決の方法をアドバイスしたもの。

その他情報提供：斡旋以外の処理で、助言に該当しないもの。

斡旋解決：斡旋の結果、解決がみられたもの。

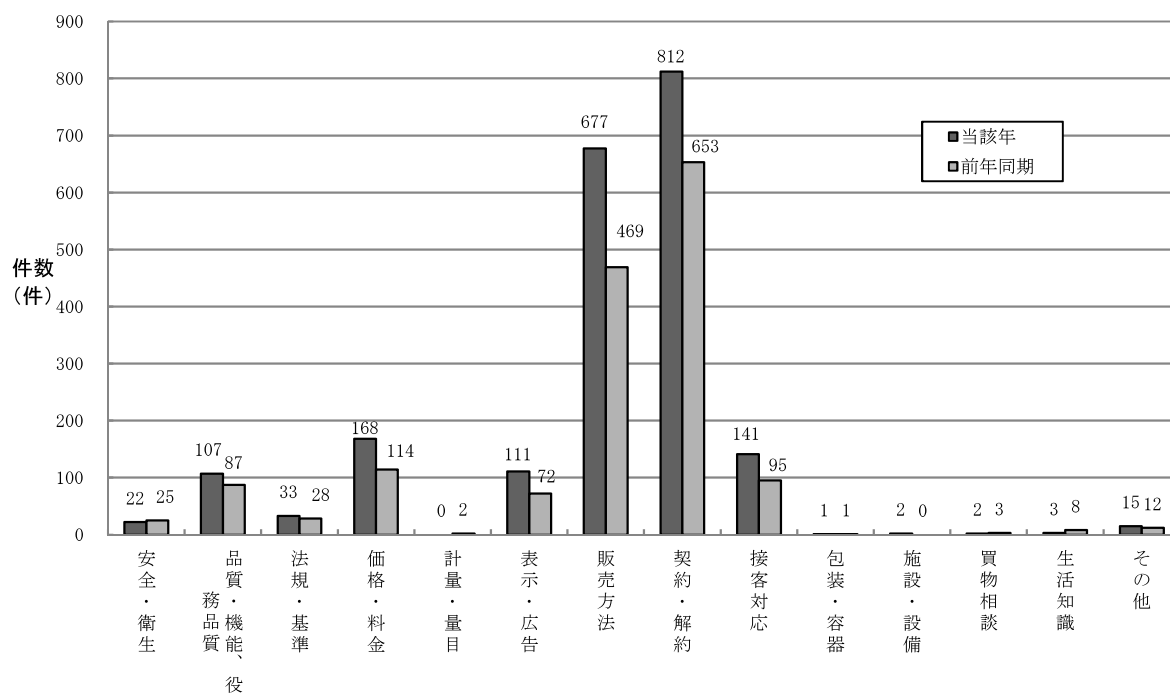
斡旋不調：斡旋の結果、解決がみられなかったもの。

処理不能：物理的理由で処理できなかったもの（例：相談者と連絡が取れなくなった、相手事業者が倒産し連絡が取れなくなった等）。

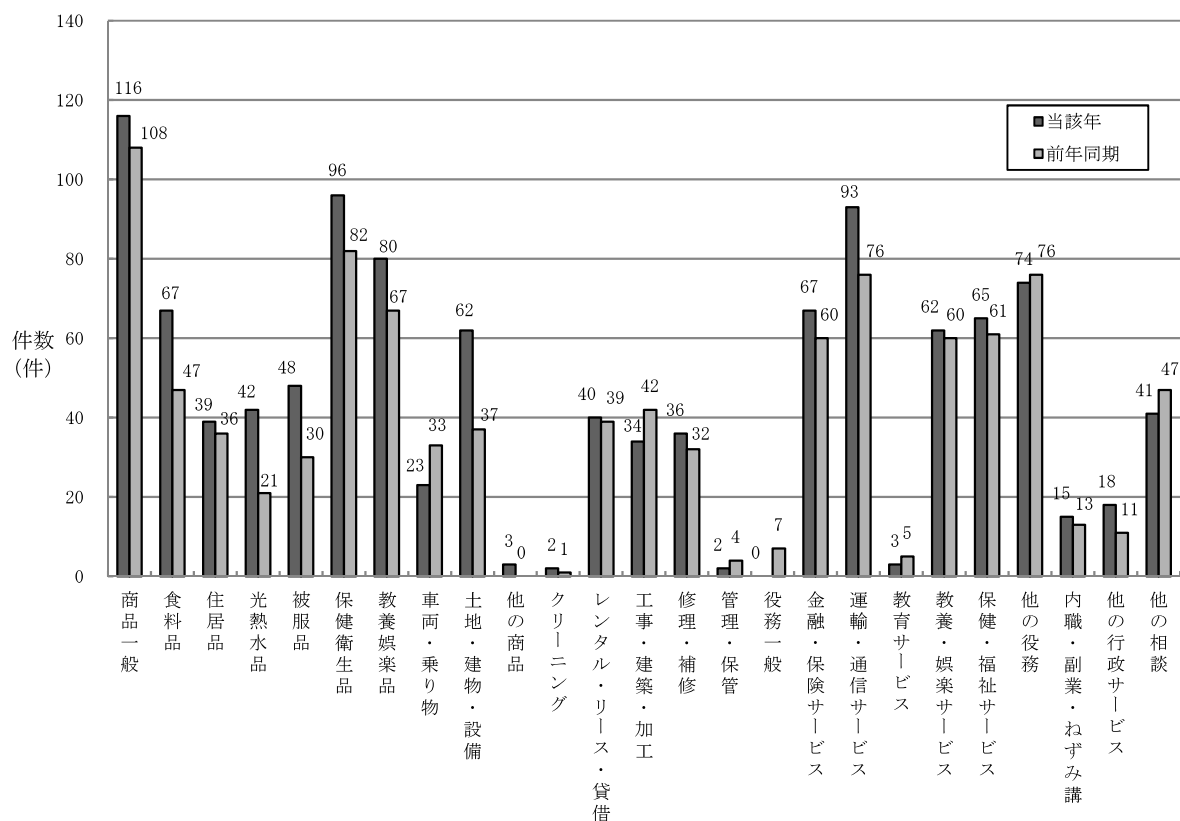
処理不要：相談者が消費生活センターに情報を提供しただけの場合や、相談を取り下げた場合など。

カ. 相談内容別件数推移

* 相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。



キ．商品・役務分類別件数推移



＊ 相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

ク．商品・役務別相談の主な内容キーワード（上位 10 位）

順位	主な商品・役務	件数	相談者最多年齢層
1	クレジットカード不正利用・架空請求など(商品一般)	116	70 歳代
2	化粧品、医薬品(保健衛生品)	96	50 歳代
3	携帯電話の移動通信サービス・インターネット通信サービス、固定電話など(運輸・通信サービス)	93	70 歳代
4	電子タバコ、パソコン関連商品、新聞等(教養娯楽品)	80	30・60 歳代
5	設備点検、害虫駆除、緊急時の駆け付けサービスなど(他の役務)	74	20・70 歳代
6	健康食品・サプリメントなど(食料品)	67	70 歳代
6	投資商品、多重債務、生命保険(金融・保険サービス)	67	70 歳代
8	美容医療、医療サービス(保健・福祉サービス)	65	20・70 歳代
9	空調・冷暖房・給湯設備、屋根点検など(土地・建物・設備)	62	70 歳代
9	音楽や映像配信サービス、副業関連商材(娯楽・教養サービス)	62	70 歳代

ケ. 特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態(特殊販売)別の相談件数は 454 件で、全相談件数の 51.89% を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数

※訪問販売：営業所等以外の場所で申込や契約するもの

通信販売：電話やインターネットなどの通信手段によって契約するもの

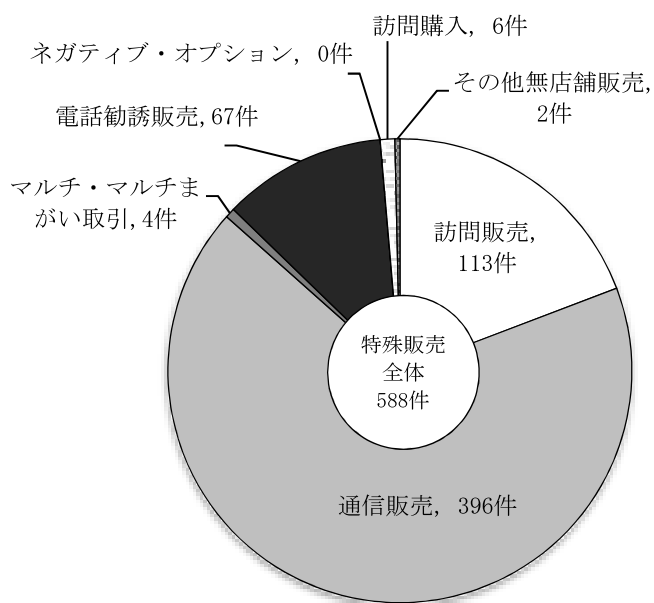
マルチ・マルチまがい取引：連鎖販売取引とマルチまがい取引

電話勧誘販売：電話における勧誘により郵便等で契約をするもの

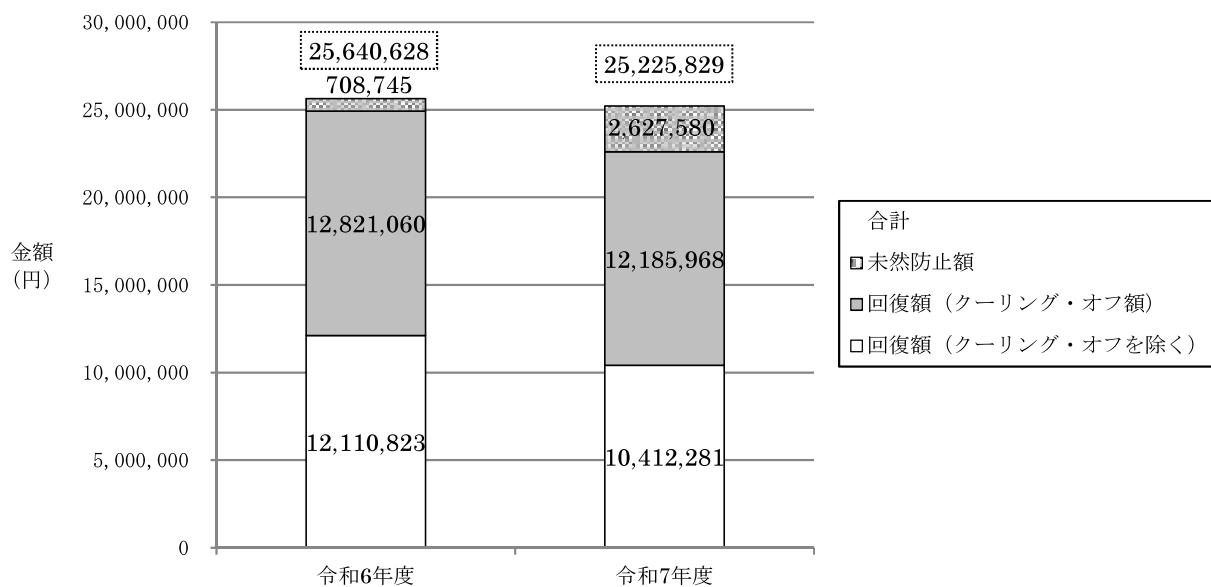
ネガティブ・オプション：申し込んでいない商品が業者が送付するもの

訪問購入：消費者の自宅などで売買契約をし、業者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売：露店や屋台など、店舗以外で契約するもの



コ. 内容別救済金額推移



※回復額とは

消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事業を行っています。

ア. 情報紙の編集・発行	情報紙「消費生活」年3回	4,300部/回
イ. 啓発資料の発行・配布	くらしの豆知識 (通常版:500部、セレクト版:300部)	800部
	「こんなときクーリング・オフを利用できます!」 (一般向け啓発用小冊子)	200部
	「知ろう 防ごう ネット犯罪」 (一般向け啓発用小冊子)	300部
	「わがまち、わが家で取り組もうSDGs」 (一般向け啓発用小冊子)	100部
	「高齢者の消費者被害を防ぎましょう」 (高齢者向け啓発用小冊子)	150部
	「撃退しましょう 消費者トラブル」 (高齢者向け啓発用小冊子)	150部
	「スマホトラブル防止ルールブック」 (若者向け啓発用小冊子)	200部
	「スマホを使うときはこんなことに注意しよう!」 (若者向け啓発用小冊子)	200部
	「小学生もみんな消費者」 (若者向け啓発用小冊子)	150部
ウ. 図書・DVDの貸出	暮らしに役立つさまざまな書籍やDVDの貸出をしています。	
エ. パネルの展示	消費生活センターにおいて、啓発パネル(悪質商法全般等)の展示をしています。	
オ. 若者向け啓発用物資の配布	市内小中学校・義務教育学校・大学・専門学校等に若者向けの消費啓発物資の配布をしています。	

カ．広報紙への掲載

「広報なりた」各月１月号において『消費生活センターからお知らせします』というコーナーを設けるほか、年１回特集記事において、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。

掲載年月日	タイトル（内容）
R7. 4. 1	「+」から始まる国際電話による詐欺に注意！
5. 1	サブスクの解約トラブルに注意！
6. 1	クレジットカードでの支払い時に原則、暗証番号の入力が必要に
7. 1	インターネット通販サイトであらかじめ入っているチェックに注意！
8. 1	今から考えておきたい「デジタル終活」
9. 1	鍵の解錠・トイレの修理など思いがけない高額請求に注意！
10. 1 特集	気を付けて インターネット通販の落とし穴
10. 1	買い取り業者との取引に注意！
11. 1	リチウムイオン電池の取り扱いに注意！
12. 1	配線器具の使い方に注意しましょう
R8. 1. 1	誌面の都合により休載
2. 1	子どものオンラインゲームへの無断課金に注意！
3. 1	E S T A、E T Aなどの電子渡航認証の申請代行業者のサイトに注意

4. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

1) 出前講座

日 時	場 所	受 講 団 体	講 師	参加人数
R7. 4. 25 (金) 11:00～11:50	テイクハート成田	テイクハート成田	成田市消費生活センター 消費生活相談員	24
R7. 6. 11 (水) 10:00～11:00	江弁須区民会館	公津地域包括支援センター(江弁須元気クラブひまわり)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	6
R7. 7. 29 (火) 10:00～12:00	生涯大学校	生涯大学院 (1年1組)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	19
R7. 7. 30 (水) 10:00～12:00	生涯大学校	生涯大学院 (1年2組)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	21
R7. 10. 6 (月) 13:45～14:45	大栄支所 2階会議室	大栄地区民生委員児童委員協議会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	22
R7. 11. 11 (火) 10:00～11:00	花崎刈分区区民会館	百歳体操刈分教室	成田市消費生活センター 消費生活相談員	29
R7. 11. 27 (木) 10:00～11:00	サングランデエルズモア 多目的室	サングランデエルズモア自治会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	21
R7. 12. 18 (木) 11:00～11:45	吾妻1丁目集会所	吾妻豊令会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	14
R8. 1. 23 (金) 10:35～12:15	神宮寺小学校	成田市立神宮寺小学校 (5・6年生)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	40
R8. 2. 4 (水) 9:35～11:15	玉造中学校 多目的室	成田市立玉造中学校 (2年生)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	56
R8. 2. 16 (月) 13:30～14:30	成田市あじさい工房 (保健福祉館内)	成田市あじさい工房	成田市消費生活センター 消費生活相談員	18

2) 親子で学ぶ消費者講座

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加 人数
R7. 8. 3 (日) 10:00～11:30	市役所 6 階 大会議室	夏休み電気安全教室 備長炭電池を作ろう！	(一財) 関東電気保安協会 千葉事業本部	41

3) 消費者講座（一般向け）

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加 人数
R7. 6. 16 (月) 13:30～15:30	市役所 6 階 大会議室	知って得する 最新のインター ネット消費トラブルとその対策	(一社) EC ネットワーク 原田 由里 氏	35
R7. 8. 26 (火) 13:30～15:30	市役所 6 階 大会議室	今から考えるデジタル終活 ～大切な家族が困らないために～	日本デジタル終活協会 伊勢田 篤史 氏	56
R7. 12. 8 (月) 13:30～15:30	市役所 6 階 大会議室	年末お片付けセミナー	(一社) 日本清掃収納協会 山口 かな 氏	50
R8. 1. 26 (月) 13:30～15:30	市役所 6 階 大会議室	お葬式やお墓の知識と知恵	日本葬祭アカデミー教務研究室 二村 祐輔 氏	76

4) 消費者講演会（千葉県金融広報委員会・金融経済教育推進機構(J-FLEC) 共催）

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加 人数
R7. 10. 5 (日) 10:30～12:00	市役所 6 階 大会議室	自然災害とお金の話	金融経済教育推進機構(J-FLEC) 渡辺 一江 氏	27

夏休み電気安全教室

備長炭電池を作ろう！



電気の安全のほか、備長炭で電池を作って電気が流れる仕組みについて学ぼう♪

参加料無料 自由研究にもぴったり



日時 令和7年8月3日（日）10：00～11：30

場所 成田市役所 6階 大会議室

講師 （一財）関東電気保安協会 千葉事業本部

対象 市内在住・在学の小学3～6年生と保護者

定員 15組30名（先着順）

申込 **7/25（金）まで**に下記の専用フォーム、メールまたは電話で
【住所・氏名（フリガナ）・学校名・学年・電話番号】を

お知らせください。

【申込・問い合わせ先】

成田市経済部商工振興企業立地課

電話：0476-20-1622

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp



専用フォーム





知って得する 最新のインターネット 消費トラブルとその対策



— インターネット関連で困っていませんか？ —

今や日頃の生活に欠かせないインターネットですが、便利な反面、消費者トラブルも多発し、成田市消費生活センターにも多くの相談が寄せられています。

本講座では、携帯を使った SMS 関連やネット通販などでの最新のトラブル事例や、今後、消費者がトラブルに巻き込まれないためのポイントについて学びます。



日時: 令和 7 年 6 月 16 日 (月) 13:30~15:30

場所: 成田市役所 6 階 大会議室

講師: (一社)EC ネットワーク 理事 原田 由里氏

定員: 50 名 (先着順)

参加料
無料

申込方法・問合せ先

●下記の QR コード、電話、メールまたは FAX で

【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。

●成田市経済部商工振興企業立地課

☎0476-20-1622 FAX:0476-24-2185

✉shoko@city.narita.chiba.jp



今から考えるデジタル終活

～大切な家族が困らないために～

参加料
無料

－ 万が一に備えて「デジタル終活」 －

スマホやパソコン等が普及した現代は、ネットショッピング、SNS の利用、ネットバンクの口座開設などが身近になっている一方で、故人がネット上に保有していた「デジタル遺品※」の対応に遺族が困るケースがみられています。

本講座では、生前対策としてできる ID・パスワード、写真等のデジタルデータ、ネット上の契約情報などの管理方法や遺族の立場での「デジタル遺品」への対応方法について学びます。

※デジタル遺品とは、デジタル機器に保存されたデータやインターネットで契約したサービス等を指します。

日時: 令和 7 年 8 月 26 日 (火) 13:30～15:30

場所: 成田市役所 6 階 大会議室

講師: 日本デジタル終活協会

代表理事 伊勢田 篤史氏

定員: 50 名 (先着順)



申込方法・問合せ先

●下記の専用フォーム、電話、メールまたは FAX で

【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。

●成田市経済部商工振興企業立地課

☎0476-20-1622 FAX:0476-24-2185

✉shoko@city.narita.chiba.jp



専用フォーム

令和 7 年度第 3 回消費者講座

年末お片付けセミナー

～掃除、片付け、収納、防災～

昨年大好評だった「年末大掃除セミナー」の再開催を望む声にお応えし、今回の講座では、掃除に加えて簡単に今すぐ実践できるお片付けや収納術のほか、防災用品や備蓄用食品の備え方についても紹介します。

初めての方も大歓迎！スッキリ片付けて気持ちよく新年を迎えましょう♪

日 時 令和 7 年 12 月 8 日（月） 13：30～15：30

場 所 成田市役所 6 階 大会議室

講 師 （一社）日本清掃収納協会

山口 かな 氏

定 員 50 名（先着順）

申 込 【下記の専用フォーム、電話またはメール】で
【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。

参加料無料



【申込・問い合わせ先】

成田市経済部商工振興企業立地課

電 話：0476-20-1622

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp



専用フォーム



お葬式やお墓の知識と知恵

— 元気な時に考えておくべき葬祭供養の心づもり —

人生の最期については考えたくないことですが、誰も避けて通れません。事前に少しでも知っておくことで、安心が得られます。終活に備えたお葬式とお墓の費用や墓じまい、また供養の意味などについても学んでおきましょう。



講師：二村 祐輔（ふたむら ゆうすけ）さん

日本葬祭アカデミー教務研究室代表、葬祭カウンセラー、
元東洋大学非常勤講師（葬祭ビジネス論）

葬祭実務に約 18 年従事。一般家庭から大規模な社葬に至るまで 2 千数百件の事例体験。独立後は、斎場ホール・納骨堂などの建立・新設にも広く関与。2006 年都内専門学校に「葬祭学科」を創設。

現在は、講演活動を中心に、葬儀・お墓・供養・エンディングノートなどの専門家として幅広く活動。関係著書・新聞掲載など多数。

日時 令和 8 年 1 月 26 日（月）

13：30～15：30

場所 成田市役所 6 階大会議室

先着 50 名
無料

申込方法・問合せ先

●下記の専用フォーム、電話、メールまたは FAX で

【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。

●成田市経済部商工振興企業立地課

☎0476-20-1622 FAX:0476-24-2185

✉shoko@city.narita.chiba.jp



専用フォーム

自然災害とお金の話



まだ、暑さが厳しい季節ですが、間もなく台風への警戒が必要な季節が訪れます。成田市周辺も過去、地震、台風、大雨などの自然災害に見舞われましたが、今後も自然災害への備えは必要です。

本講座で、地震、台風などの自然災害に見舞われた時に生活を守るための支援制度や自然災害に備える保険、災害に関連した消費者トラブルなどについて学び、ご自身やご家族の生活を守るための備えに役立ててみませんか。

日時: 10/5(日) 10:30~12:00

会場: 成田市役所 6階 大会議室

講師: 金融経済教育推進機構(J-FLEC) 講師
渡辺 一江 氏

定員: 50名(先着順)

申込: 下記の専用フォーム、電話またはメールで
【氏名・電話番号・お住まいの地域】をお知らせください。



参加料
無料



【申込・問い合わせ先】

成田市経済部商工振興企業立地課

電話:0476-20-1622

メール:shoko@city.narita.chiba.jp



専用フォーム



5. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

特定計量器定期検査（令和8年度実績）

ア. 集合場所検査

（受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査）

検査日程	検査場所	検査戸数	検査個数		不合格数		免除個数
			はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	はかり
7/8	下総公民館	11	27	9	1	0	3
7/9	成田市公設卸売市場	32	66	26	2	0	4
7/10	大栄公民館	16	59	6	2	0	1
7/13	成田市総合流通センター	26	69	10	4	0	1
7/14	保健福祉館	35	73	12	2	0	6
7/15	成田市農業協同組合経済センター	24	76	41	0	0	0
7/16	成田市役所	27	48	10	0	0	2
7/17	成田市役所	26	59	24	0	0	2
小計		197	477	138	11	0	19
合計		197	615		11		19

イ．所在場所検査

(計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査)

検査日程	検査戸数	検査個数		不合格数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
7月30日	3	6	4	0	0
7月31日	3	21	14	0	0
8月27日	2	52	0	3	0
8月28日	3	56	7	3	0
11月22日	1	92	14	2	0
11月25日	3	25	0	1	0
11月27日	3	42	0	4	0
小計	18	294	39	13	0
合計	18	333		13	

※令和8年度所在場所検査は検査中のため、令和6年度実績

6. 製品安全 4 法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法（特定製品に対する PSC マーク等の有無と表示状況）、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無と表示状況）、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無）、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品の PSTG マーク・液化石油ガス用品の PSLPG マークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法 律	調 査 品 目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、石油ストーブ、ライター	3	0
家庭用品品質表示法	繊維製品（5 品目）、合成樹脂加工品（4 品目）、電気機械器具（5 品目）、雑貨工業品（4 品目）	3	0
電気用品安全法	AC アダプター、モバイルバッテリー、LED 電球、海外用変換プラグ、電気湯沸器、洗濯機	2	0
ガス事業法	ガスコンロ	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	カートリッジ式ガスコンロ	1	0

参 考 资 料

消費生活

No. **153**
令和7年7月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



- ◆SNSがきっかけとなった消費者トラブルの事例と注意点
- ◆成田市消費生活センターにおける令和6年度の相談概要

なりた知っ得出前講座を開催しました♪

2月26日(水)に成田市立玉造中学校の2年生を対象に、4月25日(金)にはテイクハート成田で、なりた知っ得出前講座「賢い消費者のスメ!」(若者向け)を開催しました。インターネットのトラブルやクレジットカードの仕組みなど、若者が被害に遭わないために知っておきたい契約上の知識などをわかりやすく説明しました。



玉造中学校での様子

消費者講座を開催しました!



2月12日(水)に(一社)日本冷凍食品協会より 三浦 佳子 氏を講師に招き、「楽しく学ぶ冷凍食品活用術」をテーマに令和6年度第4回消費者講座を開催しました。冷凍食品の安全性と野菜不足を補う有用性や食品ロス削減のための取り組みなどを学べる講座となりました。

気を付けて!不安をあおる分電盤の点検商法

分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、**必ず事前に契約者あてに書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。**点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

- 分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問に注意しましょう。
- 分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。
- 契約の前に家族や近所の人など、周りに相談しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から**8日以内**であればクーリング・オフできます。困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

8月は「電気使用安全月間」です。無資格者の電気工事は法令違反です。
必ず電気工事士の資格を持った方に依頼しましょう。

SNSがきっかけとなった 消費者トラブルの事例と注意点

スマホのやり取りだけで、多額の金銭被害にあってしまう
「SNS型投資詐欺」をご存じですか。

SNS^{※1}は、今や、日常生活に欠かせないコミュニケーションツールになっており、災害時や緊急時に重要な役割を果たす社会インフラとしても機能しています。また、政府をはじめ、公的機関もSNSによる情報発信を行い、企業もSNS広告^{※2}を通じて営業活動に活用するようになりました。

このように、SNSは、私たちの暮らしの中でメリットを感じることも多い一方で、リスク^{※3}も潜んでいるため、冒頭の投資詐欺の他にも消費者トラブル(商品購入に伴うもの、SNSで知り合った人との個人間トラブルなど)が発生しています。全国の消費生活センターに寄せられたSNSが関係する相談は過去最高の年間8万6,396件でした。(令和7年版消費者白書より)

そこで、SNSがきっかけとなった消費者トラブルの事例とその対応策について紹介します。

※1 Facebook、Instagram、LINE、X(旧Twitter)、YouTubeなどのことです。

※2 閲覧履歴等をもとに、個々のユーザーの属性や興味関心に基づいて、ターゲットとなる内容を発信できるため、テレビ広告などと異なり、効果的にユーザーに届くと言われていました。

※3 SNSは、個人情報漏洩、誹謗中傷、誤情報の拡散、詐欺(SNSの匿名性から被害救済が困難)などのリスクがあります。



✓ 詐欺的な勧誘：投資詐欺

事例

SNSの広告で、「〇〇(著名経済評論家)が投資のノウハウを教えます!」に興味を持ち、勧められるままに、メッセージアプリに登録した。すると、その評論家のアシスタントを名乗る人物からメッセージが来て、有利な投資の話を持ち掛けられた。その話を信じて、2,000万円振り込んだ。その後、画面に運用状況が表示され、利益が出ていた。そこで、その利益分を引き出そうとしたが、法外な出金手数料や税金等の名目で支払いを要求されて、事実上、引き出せなかった。

解説

儲け話に興味を持った人をSNSのグループに招待し、グループチャットなどでサクラを使った儲け話で会話を盛り上げ、気分を高揚させた上で、多額の金銭を振り込ませるという流れです。SNSはチャット等で話ができても、実際、相手の素性もわからないケースも多く、その場合、被害回復が困難です。

被害にあわないために

- SNSで誘われる儲け話を信じない
- 知らない人の投資のグループトークに入らない
- 「絶対儲かる」、「あなただけ」に注意、投資に絶対はない
- 振込先が個人名になっている場合は、詐欺の可能性が高い
- 有名人の動画もなりすましを疑う
- 画面に表示される利益も作り話かも



✓ 通信販売：定期購入

事例

SNSで、割安な化粧品の広告を見て、1回だけのつもりで注文したが、定期購入だったらしい。契約期間中の解約ができず困った(解約方法が電話受付のみでその電話も通じないケースなども)。

解説及び対応

通信販売は、非対面であり、商品を知るには広告の情報が全てです。そのため、法律で広告に必ず表示すべき項目が決められています。ただし、これらは、行政面での規制(罰則などの処分)であり、広告表示に違反行為があっても、直ちに、契約の効力を左右するものとは解釈されていません。

インターネットを通じた申し込みの場合は、法律により、最終確認画面(タップすれば申し込みとなる最後の画面)で、必ず表示すべき項目が定められており、人を誤解させるような表示は禁止されています。さらに、表示を勘違いして契約した場合、契約の取消が可能となっています。

従って、**最終確認画面は重要で、画面にある契約条件を十分に確認した上で申し込みましょう。**

「広告にはこう書いてあったはずだ」ではなく、最終的に自分が申し込んだ内容(条件)は何なのかが大切で、**最終確認画面のスクリーンショットを撮るなど記録に留めることがトラブル回避のためにも重要です。**

また、**通信販売はクーリング・オフ適用が無く、契約後のキャンセルができない点もご注意ください。**

なお、SNSには、「実質0円」、「定期の縛りなし」、「いつでも解約できる」などの興味を引く広告が多くあります。このような広告は、第三者が作成する成果報酬型のものも多く、商品の効果や価格のお得感だけが強調されていることもあります。広告をタップすると画面が申込画面に移るケースは、契約条件が分かりにくいことが多いので、その企業の**公式サイト**で条件を確認するようにしましょう。

最終確認画面 の表示項目 (6項目)

- ①数量 ②価格(及び送料) ③支払時期(及び方法) ④引渡時期
⑤申し込みの撤回・解除に関する事項(返品特約) ⑥申込期間(期限ある場合)
定期購入の場合は、各項目において定期である(複数回購入条件である)旨表示します。

✓ 個人間トラブル

事例

SNS上で知り合った人に誘われて、飲食店に行った。会計時に法外な料金を請求され、脅されたため、やむを得ず消費者金融でお金を借りて支払った。

解説及び対応

SNSは、非対面であるだけに、スマホ上では親しくても相手の素性はわかりません。相手が事業者であれば、実在しているかどうかもわかりません。

SNSで知り合った人と会うときは、「知り合いの店がある」などと言われてもどのような店なのか事前にネットなどで調べてからにしましょう。また、事例のようなケースでは、支払ったお金が戻ってくることは期待できません。高額な料金を請求されたり、不審な点を感じたら、請求された金額を支払わず、交番に行くか110番通報をしましょう。



SNSは身近で便利なものになっていますが、SNS上の情報を過度に信じることなく、付き合い方を慎重にしましょう。

SNSがきっかけのトラブルに限らず、契約トラブルなどで困ったら消費生活センターにご相談ください。

成田市消費生活センターにおける令和6年度の相談概要

令和6年度に成田市消費生活センターに寄せられた相談件数は995件で、昨年度(875件)より120件増加しました。相談内容の1位は「商品一般」に関する相談が108件で、昨年度(86件)より22件増加しました。クレジットカードの不正利用や詐欺的な架空請求などが増えたためと思われます。2位は「保健衛生品」に関する相談が82件で、昨年度(55件)より27件増加しました。化粧品の広告を見て注文したが定期購入だったので解約したいとか、返品したが代金を請求されたなどの相談がありました。3位は「運輸・通信サービス」に関する相談が76件で、昨年度(73件)より3件増加しました。電話勧誘による携帯電話の移动通信サービスやインターネット通信サービスの解約トラブルが見られました。同じく3位は「他の役務」に関する相談76件で、昨年度(39件)より37件増加しました。これは給湯器や分電盤の点検と称した電話勧誘や訪問を受けて契約したが解約したい、緊急時の駆け付けサービスを依頼したら高額な料金を請求されたなどの相談が多くありました。5位は「教養娯楽品」に関する相談が67件で、昨年度(69件)より2件減少しました。インターネット通販で商品を注文したが届かない、違う商品が届いたなどの相談がありました。

令和6年度の救済金額の合計は約2,564万円(未然防止2.8%、回復97.2%※1)で昨年度(2,145万円)より約419万円増加しました。

しかし、一度支払ったものを取り戻すことは非常に困難です。被害金額を取り戻せない場合も多く、消費生活センターでは対応が難しい場合、弁護士などの法律の専門家を紹介することもあります。事業者との契約で困ったり、おかしいと思ったりしたら、消費生活センターに相談しましょう。

※1 相談することで請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフやあっせん交渉により返金(全額または一部)されたものを回復としています。

◆ 商品・役務別相談上位10位 ◆

順位	主な商品・役務	件数	相談者最多年齢層
1	クレジットカード不正利用・架空請求など(商品一般)	108	70歳代
2	化粧品、医薬品(保健衛生品)	82	60歳代
3	携帯電話の移动通信サービス・インターネット通信サービスなど(運輸・通信サービス)	76	60・70歳代
3	設備点検、害虫駆除、緊急時の駆け付けサービスなど(他の役務)	76	70歳代
5	電子タバコ、新聞等(教養娯楽品)	67	40歳代
6	美容医療、医療サービス(保健・福祉サービス)	61	20歳代
7	投資商品、利殖情報、多重債務(金融・保険サービス)	60	20歳代
7	音楽や映像配信サービス、副業関連商材(娯楽・教養サービス)	60	70歳代
9	健康食品・サプリメントなど(食料品)	47	70歳代
9	個人間取引、SNSなど(他の相談)	47	70歳代

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所3階) ☎23-1161 ●

消費生活

No. **154**
令和7年11月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



◆冬が来る前に気を付けておきたいこと

消費者講座を開催しました！

6月16日(月)に(一社)ECネットワークより 原田 由里 氏を講師に招き、「知って得する 最新のインターネット消費トラブルとその対策」をテーマに第1回消費者講座を開催しました。ネット通販などのインターネット取引のトラブル事例やネット広告で確認するポイント、詐欺サイトの特徴や手口、消費者が被害に遭わないための対策などをわかりやすく学べる講座となりました。



8月26日(火)に日本デジタル終活協会より 伊勢田 篤史 氏を講師に招き、「今から考えるデジタル終活」をテーマに第2回消費者講座を開催しました。故人のスマホやパソコン内にあるデジタル遺品への事後対応の手順やSNS、サブスクリプションサービスといった具体的なデジタル遺品の探し方や処理方法についても解説され、生前対策としてエンディングノートなどを活用して家族とスマホ・パソコンのパスワードを共有することが重要であることなどを学べる講座となりました。



今後も楽しく学べる消費者講座を企画しますので、皆様のご参加をお待ちしています！



が来る前に 気を付けておきたいこと



◆重大な事故につながるおそれも ～長期使用の石油ファンヒーター～

事例

20年以上前に製造された石油ファンヒーター。灯油が残った状態でカートリッジ式のタンクに給油しようと、タンクを持ち上げたら灯油が漏れた。メーカーに苦情を言ったら、「機器が古いため、フィルター周辺部品の劣化の可能性がある。そのフィルターはもう製造していない」と言われた。

原因と対策

- ① 石油ファンヒーターは長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、場合によっては火災などの重大な事故につながる可能性があります。
- ② 業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としていますが、たとえ年数が経っていても、機器に異常を感じたら直ちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。「石油ストーブ」は法律に基づき安全基準が定められており、日々安全性が強化された製品が開発されています。新しい製品に買替え、安心して使用するという選択もあります。



◆暖房器具に昨シーズンの灯油を使ったら

事例

新しく購入した石油ファンヒーターに、保管していた灯油を入れたらエラー表示が出た。メーカーからは「灯油に水分が含まれており、エラー表示が出た。部品交換が必要」と言われた。

原因と対策

- ① 灯油は保管中に日光や熱による変質や、水や異種の油などの混入により「不良灯油」になることがあります。不良灯油を暖房器具に使用すると、煙が出たり緊急消火ができなくなったりするなど、故障の原因になります。
- ② 暖房器具を片付けるときは、取扱説明書に従って内部に灯油を残さないように処理してから保管しましょう。
- ③ 灯油はそのシーズン中に使い切りましょう。



◆長期保管のカセットボンベ ～ガス漏れに注意～

事例

数年前に災害時の備蓄として購入しておいたカセットボンベをコンロで使用したところ、火が出た。すぐに消し止めたが、ボンベからシューと音が漏れていた。

原因と対策

- ① カセットボンベは、製造から長期間経過したり、保管環境が悪かったりすると、内部パッキンの劣化などによってガス漏れする可能性があります。大変危険です。
- ② 使用期限の目安は、製造後約7年とされています。製造年月日を確認し、わからないものや、金属部分に変形やさびが見られるものは使用をやめましょう。
- ③ ボンベは先端のキャップをつけた状態で、直射日光のあたらない40℃以下の湿気の少ない場所で保管しましょう。
- ④ 空になったカセットボンベは、必ず中身を使い切って、金物・陶磁器・ガラス類の袋(黄色)へ入れて捨てましょう。※成田市の場合

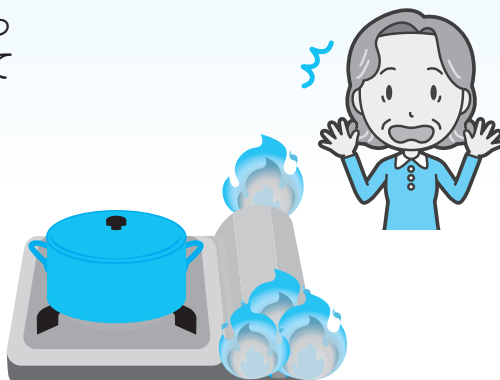
●カセットボンベの処理に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

カセットボンベお客様センター

TEL：0120-14-9996

受付時間：平日10：00～12：00 13：00～16：00



◆電子レンジ庫内の発煙・発火 ～焼き芋を作ろうとしたら～

事例

焼き芋を作ろうとサツマイモを皿にのせ、ラップをかけないまま7分間の設定で加熱したところ、5分ほど経った時に突然発火し、庫内から煙が出てきた。

原因と対策

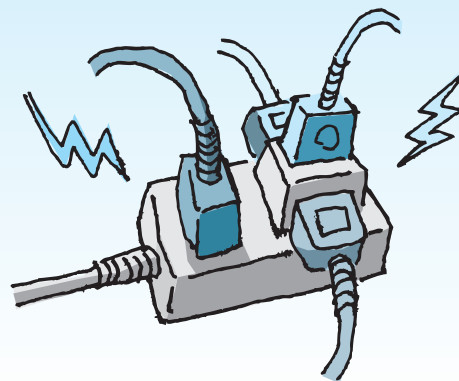
- ① 食品が少量の場合、根菜類など水分が少なめの食品では、思ったより短時間で加熱が進み、食品の発煙・発火が起きることがあります。取扱説明書をよく読んで、わからない場合は短時間ずつ様子を見ながら加熱しましょう。
- ② 電子レンジの庫内に食品かすが付着していたり、汚れが蓄積していたりすると、それが原因となり、突然発煙・発火することがあります。日ごろからこまめに手入れを行い、汚れはその都度ふき取ることが大切です。
- ③ 発煙・発火した時は、直ちに動作を停止させて電源プラグを抜き、扉を開けずに煙や火が収まるのを待ちましょう。



◆年末は配線器具の掃除・チェックもしましょう

大掃除のついでに、配線器具を確認しましょう。

- ① 電源プラグ、および電源タップはこまめに掃除し、水分がかからないようにしましょう。
- ② 電源プラグが変形していたり、ゆるんでいないか確認しましょう。
- ③ 電源コードを引っ張る、机やイスの脚で踏むなど、無理な力が加わった形跡を確認しましょう。
➡電源コードの芯線が断線して、異常発熱や発火に至るおそれがあります。
- ④ 使用可能な最大消費電力を超えて使っていないか確認しましょう。
➡テーブルタップなどには、使用可能な最大消費電力（定格消費電力）が定められています。それを超えて使用すると発熱を生じ、事故にもつながります。
- ⑤ 異常発熱や異臭など異変を見つけたら、直ちに使用を中止しましょう。



親子で学ぶ消費者講座を開催しました♪

8月3日（日）に（一財）関東電気保安協会千葉事業本部から講師を招き、「夏休み電気安全教室 備長炭電池を作ろう！」をテーマに小学3～6年生を対象とした「親子で学ぶ消費者講座」を開催しました。クイズや実験も交えながら電気的安全について学んだ後、備長炭やアルミホイルなどを使って電池を作りました。備長炭電池と電球やオルゴールをつなげることを通じて、電気が流れる仕組みについて親子で楽しく学ぶことができ、夏休みの貴重な体験となりました。



備長炭電池を作りました！



親子で楽しく学びました。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（成田市役所3階） ☎23-1161 ●

消費生活

No. **155**
令和8年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



- ◆ 予期せぬ「サブスク」の請求トラブルに注意!
- ◆ 「成田市産業まつり」に消費生活PRコーナーを設けました
- ◆ 令和7年度の消費者講座から

成田市消費者講演会を開催しました!



令和7年10月5日(日)に千葉県金融広報委員会・金融経済教育推進機構(J-FLEC)との共催で、「自然災害とお金の話」をテーマに成田市消費者講演会を開催しました。J-FLECから渡辺 一江氏を講師に招き、自然災害に見舞われた時に生活を守るために備える保険、災害に関連した消費者トラブルなどについて学ぶことができました。

第3回消費者講座を開催しました!

令和7年12月8日(月)に(一社)日本清掃収納協会から山口 かな氏を講師に招き、第3回消費者講座「年末お片付けセミナー」を開催しました。家にある物を保管するか処分するかを決める分類の仕方、使用頻度や動線に適した収納方法のほか、非常持ち出し品と備蓄品の収納方法などを学べる講座となりました。



第4回消費者講座を開催しました!

1月26日(月)に日本葬祭アカデミー教務研究室から二村 祐輔氏を講師に招き、「お葬式とお墓の知識と知恵」をテーマに第4回消費者講座を開催しました。最近の終活事情と問題点、お葬式の心づもりとして今からできる事前対応や最新の事例、お墓の考え方や種類、墓じまいや供養の意味などについてわかりやすく学べる講座となりました。



「解約したはず」「契約していない」と思い込んでいませんか？

予期せぬ「サブスク」の請求トラブルに注意！

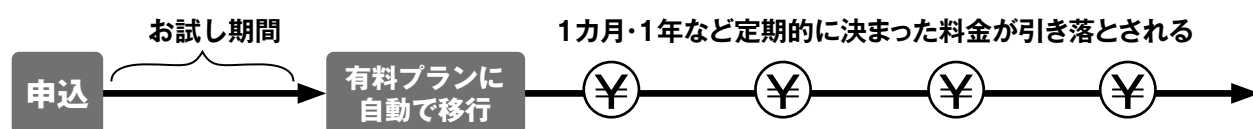
「サブスクリプション」（以下「サブスク」と言う。）は、定められた料金を定期的に払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスですが、一般的に解約をしないと自動的に支払いが継続されます。

インターネット上での申し込みが多く、契約内容等を正しく理解しないまま契約し、請求に気付いてトラブルになるケースも見られます。

そこで、サブスクの仕組みやトラブル事例を紹介するので、未然にトラブルを防止しましょう。



サブスクのイメージ



無料トライアルの申込み

クレジットカード番号を入力してください

※無料期間は1カ月

※無料期間を過ぎて解約されない場合には、自動的に有料プラン（¥5,000/月）に移行します



動画配信アプリ
サブスクリプション

1週間トライアル 無料
開始日：〇月×日 ¥900/月

申し込む

サブスクのサービス例



動画配信



音楽配信



レンタル



学習教材



専門家相談



外食

サブスクの契約のポイント

- ① 契約中はサービスを受け取ることが可能
→ 利用していなくても料金が発生する
- ② 解約しない限り契約は自動で更新される
→ 解約しない限り支払いが続く

事例1

以前、パソコン上のセキュリティサービスでトラブルがあり、自分で解決しようとしてパソコンを操作していたら「何かお困りですか」とポップアップが出てきたので、そこに連絡した。トラブルは解決し、クレジット決済で約200円払ったと思う。

次に相談したら5千円以上の料金と表示が出たので、契約しないと断ったつもりでいたら、その後も毎月5千円支払っていることがわかった。断ったはずなのにおかしい。返金してほしい。

解説

相談者が利用したサイトは、専門家にいつでも相談できる定額制の質問サイトです。通常、トライアル期間があり、無料や安い価格で利用できますが、トライアル期間が過ぎると有料サービスに移行し、解約手続きをしない限り料金の支払いが続くので注意が必要です。



事例2

スマホを契約した時に動画配信サイトを3カ月無料で利用できると言われ契約した。その3カ月後に解約するのを忘れてしまった。利用しないまま1年が経ち、たまたまクレジットカードの利用履歴を確認したら、毎月約千円の動画配信の料金が引き落とされていることが分かった。利用していないのに請求されるのは、おかしいと思う。

解説

サブスクの特徴として、「サブスク契約期間中は、いつでもサービスを受けられる状態にある」ので、実際に利用しなかったとしても契約期間中であれば、料金が発生することになります。

したがって、利用しなかったとしても、一般的には返金してもらえません。



★サブスク契約についてアドバイス

- ① 申し込む前に、事業者名・サービス内容を確認しましょう。
- ② 利用していないサブスクの支払いが無いのか、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。
- ③ スマートフォンのアプリの場合は、アプリを削除(アンインストール)しただけでは解約したことにはなりません。
- ④ 契約する時の容易さに比べて解約方法が複雑な場合やわかりにくい場合があります。申し込む前に解約方法も確認しましょう。

いま一度サブスクの契約状況を確認して、ムダな契約の解約を検討しましょう。

「成田市産業まつり」に消費生活PRコーナーを設けました♪



消費生活PRコーナー

令和7年11月8日(土)・9日(日)の2日間、成田市公設地方卸売市場にて、「第45回成田市産業まつり」が開催されました。まつり会場では、消費者トラブル、食品ロス削減、製品安全、消費者ホットライン188の案内といった消費生活に関わる情報を来場された方々に紹介しました。また、啓発グッズの配布も行い、来場した多くの方にご利用いただきました。

令和7年度消費者講座から

成田市では、皆様の暮らしに役立つ情報を提供する「消費者講座」を開催しています。令和7年度は一般の方向けに4回開催したほか、小学生を対象にした「親子で学ぶ消費者講座」と自然災害とお金に関する「消費者講演会」を開催しました。そこで、令和7年度に開催した消費者講座で学んだ内容から一部を紹介します。

第2回「今から考えるデジタル終活」から

故人のスマホやパソコン内にあるデジタル遺品への生前対策としてエンディングノートなどを活用して家族とスマホ・パソコン等のID・パスワードを共有することが重要であることを学びました。そこでは、一例として、名刺サイズの紙にパスワード等を記入し、万が一の際に家族が見付けられる場所に保管しておく方法が紹介されました。



法務省エンディングノート

第3回「年末お片付けセミナー」から

お片付けのコツは、始めに場所ごとの理想のイメージを決めてから取り掛かり、次に、家にある物から必要な物だけを残し、最後に使用頻度や使う人に合わせて収納場所を決めることにすると学びました。

必要な物だけにする方法として、①いる②いない③移動(思い出)④迷いに分ける4分類法が説明されました。

①いる ・使っている ・使う予定が決まっている	②いない ・不要
③移動 ・本来使う場所へ戻す ・思い出の物	④迷い ・8秒以上迷った物 ・半年間一時保存

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所3階) ☎23-1161 ●

広報なりた令和7年4月1日号

消費生活センターからお知らせします

「+」から始まる国際電話による詐欺に注意!

国際電話は、+ (プラス) から始まる番号からかかってくる電話で、+ に続く1〜3桁の数字により、どこの地域からかかってきたかが分かるようになっています。

近年では、国際電話を使った詐欺が増えています。消費生活センターでも「+から始まる知らない番号から電話があった」といった問い合わせを多く受けているほか、合成音声で「未納料金がある」「2時間後に電話が使えなくなる」などと脅され、お金を支払ってしまったという被害も報告されています。

+1、+44など+から始まる番号にはくれぐれも注意し、海外からの電話に心当たりがない人は電話に出ず、かけ直しもしないようにしましょう。

国際電話を使えないようにするには

固定電話の場合は国際電話不取扱受付センター(☎0120-2103 64)、携帯電話の場合は契約している携帯電話会社に問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和7年5月1日号

消費生活センターからお知らせします

サブスクの解約トラブルに注意!

サブスクリプション(サブスク)は、定められた料金を定期的に支払うことで、サービスや商品を一定期間利用できる仕組みのことです。「初月無料」「トライアル期間は〇〇円」などの広告をきっかけに申し込み、「自動更新の時期に気付かなかった」「解約方法が複雑できちんと解約できていなかった」などの理由で定額料金を請求されたという相談が寄せられています。解約トラブルに陥らないよう、次のことを確認しておきましょう。

確認ポイント

- 契約前…契約・解約の条件、トライアル期間と自動更新の時期などを確認しておく
- 契約時…アカウント情報、登録したメールアドレスやパスワードを記録しておく
- 契約後…トライアル期間終了後の自動更新への切り替えに注意する。携帯電話料金やクレジットカードの明細を毎月確認する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和7年6月1日号

消費生活センターからお知らせします

クレジットカードでの支払い時に 原則、暗証番号の入力が必要に

第三者によるクレジットカードの不正利用を防ぐため、4月からクレジットカードを利用して決済する時は、サインによる認証が廃止され、暗証番号の入力が原則必要になりました。

クレジットカードを安全に利用するために

- カード番号やセキュリティコードが周りの人に見えないようにする
- 暗証番号は、自宅の電話番号や生年月日などの推測されやすい番号にしない
- 情報を不正に読み取られないように、ICチップ付きのクレジットカードを使う
- 紛失した時は速やかにクレジットカード会社に連絡する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和7年7月1日号

消費生活センターからお知らせします

インターネット通販サイトで あらかじめ入っているチェックに注意!

インターネット通販サイトの中には、消費者が気づきにくい形で、追加料金が発生するような選択肢にあらかじめチェックが入っているものがあります。

1回だけ注文したつもりが定期購入になっていたり、購入と同時に関連するサービスに申し込まれていたりするなど、意図しない契約につながる場合があります。商品を購入する時は、次のことに気を付けましょう。



- 「注文確定」を押す前に、必ず最終確認画面の商品の内容や支払総額、取引条件が自分の希望と合っているかを確認する
- 誤認させる表示により注文した場合は契約を取り消せることがあるため、表示画面をスクリーンショットなどで保存しておく

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和7年8月1日号

消費生活センターからお知らせします

今から考えておきたい「デジタル終活」

故人がインターネット上に保有している資産やサブスクリプション（サブスク）の契約などについて、「スマートフォンのロックが解除できない」「サブスクの契約内容やID・パスワードが分からない」などで、遺族が手続きに困るケースがあります。

残された家族のために、次のような対策をしましょう。

- スマートフォンなどのパスワードを書いた紙を保管しておく
- 契約中のサービス名・ID・パスワードを整理しておく
- 自分が亡くなった後、スマートフォンのアカウントにアクセスできる人を指名しておく

エンディングノートを活用しましょう

現在の状況や将来の希望などを書き記すエンディングノートの活用を検討しましょう。

エンディングノートは法務省ホームページからダウンロードできます。



法務省
ホームページ

※くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

広報なりた令和7年9月1日号

消費生活センターからお知らせします

鍵の解錠・トイレの修理など 思いがけない高額請求に注意!

「鍵をなくして家に入れない」「トイレが詰まって流れない」などの緊急時に、ウェブサイトの広告を見て出張サービスの業者に作業を依頼したところ、広告に表示されていた金額よりも高額な費用を請求されたというケースがあります。

内容や時間帯によっては、必ずしも表示された金額で依頼できるとは限りません。広告の表示金額をうのみにせず、作業前に金額や内容を書面で確認しましょう。

請求金額に納得がいけない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示し、その場での支払いは断りましょう。

やむを得ず支払ってしまった後でも、広告の表示金額より請求金額が著しく高額な場合や、見積りのために呼んだ業者とその場で契約した場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフができる可能性があります。このような場合は、見積書や契約書、契約に至った経緯などを整理して、早めに消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター（☎23-1161）へ。

広報なりた令和7年10月1日号

消費生活センターからお知らせします

買い取り業者との取引に注意!

買い取り業者が自宅を訪問し、物品を買い取ってくれる訪問買い取りサービスがあります。店舗に出向く必要がなく便利な反面、「相場よりも安価な金額で強引に買い取られた」などのトラブルが多発しています。

被害に遭わないためにも、次のことを心掛けましょう。

- 買い取り業者から電話があっても容易に訪問を承諾しない
- 突然訪問してきた買い取り業者は家の中に入れない
- 物品を売却する時は必ず契約書面を受け取る

契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間内は、物品の引き渡しを拒むことができます。

また、買い取り業者が飛び込みで勧誘したり、断ったにも関わらず再び勧誘したりすること、売ることを承諾していない物を買取ろうとすることは法律で禁止されています。勧誘されたらきっぱり断りましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた令和7年11月1日号

消費生活センターからお知らせします

リチウムイオン電池の取り扱いに注意!

内蔵されているリチウムイオン電池が原因で、モバイルバッテリーやスマートフォンなどが発火、発煙したという事故が発生しています。

安全に使用するために、次のことを心掛けましょう。

- 購入する時は、安全基準を満たしていることを示すPSEマークがついた商品を選ぶ
- 充電する時は、適切な充電器を使用し、充電端子が熱くなったり、異臭がしたりした場合はすぐに使用をやめる
- 充電が完了したらすぐに充電器を取り外す
- 落下などで、電池に衝撃を与えない
- 日が当たる場所や車内などの高温になる場所に放置しない



※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消費生活センターからお知らせします

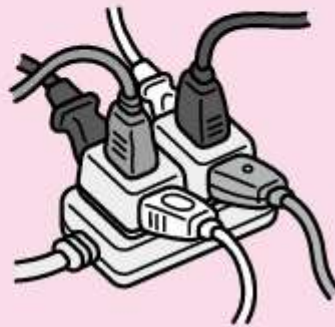
配線器具の使い方に注意しましょう

延長コードや電源タップなどの配線器具は、複数の電気製品を同時に使えるなど便利な一方で、定格消費電力(電気製品が安全に出力できる最大の電力量)を超えて使用すると、火災などの事故につながる危険があります。

電気ストーブや電気カーペットなど消費電力の大きな暖房器具を使う機会が増えるこれからの時期は、特に注意が必要です。

安全に使用するために、次のことを心掛けましょう。

- 配線器具の取扱説明書や本体に表示されている定格消費電力を確認し、それを超えて使用しない
- 一つの電源タップでオーブンレンジなど消費電力の大きな電気製品を同時に使用しない
- 電源コードが損傷していたり、異常な発熱や焦げた臭いがしたりする場合は、すぐに使用を中止し、新しい物に交換する



※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消費生活センターからお知らせします

子どものオンラインゲームへの無断課金に注意!

子どもが保護者に無断でオンラインゲームに課金し高額な請求をされたという相談が多く寄せられています。特に両親・祖父母のスマートフォンを子どもが使用した時に保護者のアカウントを使って課金するケースが目立ちます。

保護者のアカウントを使って課金した場合、未成年者契約の取り消しや返金が認められないケースもあります。

子どもが勝手に課金してしまうことを防ぐために次のことを心掛けましょう。

- 課金する場合のルールを家族で話し合っておく
- 現金やクレジットカードは子どもが見つけにくい所に保管し、適切に管理する
- 保護者のアカウントは利用せず、保護者が子どものアカウントを管理・保護できる「ペアレ



ンタルコントロール]機能を活用する

- 子ども専用のアカウントを作成し、決済時のパスワードを設定する
- 日頃から決済完了の通知メールやクレジットカード明細を確認する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消費生活センターからお知らせします

ESTA、ETAなどの電子渡航認証の 申請代行業者のサイトに注意

米国のESTA、英国のETA、カナダのeTAなど海外への渡航のために電子渡航認証の申請が必要な国があり、手続きは渡航先の大使館などの公式サイトから行うことができます。

この申請を行うために、インターネット検索で上位に出てきた申請代行業者のサイトを公式サイトと思い込み、所定の料金よりも高額な費用を請求されるというトラブルの相談が増えています。

ESTAの場合、申請費用は40USドル(日本円で約6,100円前後。令和8年2月18日現在)ですが、申請代行業者から数万円を請求されたというケースもあります。

これらのサイトは海外の事業者が運営していることが多く、申請後のキャンセルには応じない規約もあり、解約・返金の交渉は困難です。



トラブルに遭わないためにも、公式サイトか申請代行業者のサイトをよく確認して手続きするようにしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

／気を付けて／

消費者トラブル

インターネット通販の落とし穴

時間や場所を選ばずに欲しい物を購入できるインターネット通販。便利な一方で、思わぬトラブルに巻き込まれるケースが増えています。ここでは、消費生活センターに寄せられた相談事例とトラブルを防ぐ方法を紹介します。



定期購入に関するトラブル

広告には「お試し価格」や割引料金の説明が強調されているものが多く、「定期購入」や「継続契約」といった詳細な契約内容まで確認しないまま注文してしまい、トラブルになるケースが見受けられます。

次のような相談が寄せられています

- 1回だけ注文したつもりが、定期購入になっていた
- お試しのはずが、定期コースに入会していた
- 解約しようとしたら、割引前の価格との差額を請求された
- 商品の受け取りを拒否したら請求書だけ届いた

アドバイス

定期購入は、一度申し込むと解約するまで商品が届き続ける契約です。販売業者には、注文する前の画面で契約の基本的な条件を分かりやすく表示することが義務付けられています。商品などを注文する際は最終確認画面をよく読み、印刷やスクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

返品・交換に関するトラブル

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。通信販売で商品を購入した場合、返品・交換できるかどうかは、販売業者の定めた「返品特約」に従うことになります。

次のような相談が寄せられています

- サイズが合わないため、返品・交換を申し出たが断られた
- 開封後・通电後の商品は返品できないと言われた
- 返品を申し出たところ、未使用の商品でも断られた

アドバイス

注文する前に、必ず返品特約を確認しましょう。「返品・交換不可」と表示されていても、商品の不具合や破損など販売業者に原因がある場合は、無料で交換などの対応を求めることができます。

返品特約が表示されていない場合は、商品到着後8日以内に返品することで、契約解除が可能です。ただし、送料は自己負担となります。

インターネット通販 トラブルに遭わないための 6カ条

インターネット通販サイトなどを利用する際は、次のことを心掛けましょう。

- 1 会社概要や口コミなどで、信頼できる販売業者かどうか確認する
- 2 商品を注文する前に、返品特約などを必ず確認する
- 3 最終確認画面は印刷やスクリーンショットをして保存しておく
- 4 支払い方法が前払いに指定されている場合や、振込先の口座名義人と事業者名が違う、振込先の口座名義人が個人名といった場合は特に注意する
- 5 購入した覚えのない商品は受け取らない
- 6 注文した商品が届いたら、すぐに中身を確認する

※不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センター(☎23-1161)に相談してください。くわしくは同センターへ。

○成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成28年3月17日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 法第10条第2項に規定する機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町760番地

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したもののみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、当該相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

2 市長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第 8 条 市長は、センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第 9 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

平成28年3月17日

規則第19号

改正 平成29年3月23日規則第18号

令和2年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年条例第17号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 センターを利用できる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則16・旧第6条繰上)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日規則第18号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和7年度消費者行政の概要

発行：成田市

編集：経済部商工振興企業立地課
〒286-8585

成田市花崎町760番地

TEL 0476-20-1622

発行日：2026.9

登録番号：成商企26-019